四日市市告示第 410 号

四日市市自転車等放置防止条例(昭和61年四日市市条例第33号)第14 条第3項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成30年 7月 12日

四日市市長 森 智広

- 1 移動した自転車等の台数 別表のとおり
- 2 移動した年月日 別表のとおり
- 3 放置されていた区域 別表のとおり
- 4 保管場所 第1保管場所 四日市市安島一丁目地内 第2保管場所 四日市市小生町地内
- 5 保管期間 移動日から起算して90日
- 6 連絡先

四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係 電話 354-8154

(都市整備部 道路管理課)

別 表 (保管の告示)

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等 の台数	
平成30年5月24日	近鉄富田駅 自転車置場	28	台
平成30年5月24日	霞ヶ浦駅 自転車置場	13	台
平成30年5月24日	中川原駅 自転車置場	1	台
平成30年5月29日	松本駅 自転車置場	5	台
平成30年5月29日	新正駅 自転車置場	9	台
平成30年5月29日	北楠駅 自転車置場	12	台
平成30年5月29日	近鉄塩浜駅 自転車置場	21	台
平成30年5月31日	霞ヶ浦駅 自転車置場	3	台
平成30年5月31日	近鉄富田駅 自転車置場	18	台
平成30年5月31日	中川原駅 自転車置場	2	台
平成30年5月31日	松本駅 自転車置場	1	台
合 計		113	台